

提 言

知的財産モラルに立脚した地域活性化策

～文化・産業発展の新しい形を目指して～

2008年7月



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
Association of Copyright for Computer Software

目次

はじめに.....	1
知的財産モラル先進都市宣言.....	1
社会の価値観の変化と知的財産権.....	1
<i>地域社会と知的財産</i>	3
知的財産モラルとは何か.....	3
地域社会の現状と課題.....	3
オープン・イノベーションと日本の知財戦略.....	4
IT 技術による地域振興の方向性.....	5
<i>グローバル化の中の地域</i>	6
グローバル化と地域の役割.....	6
サイエンスパークの役割.....	6
地域の取り組み.....	7
<中国・瀋陽市>.....	7
<韓国・富川市>.....	7
<ベトナム・ダナン市>.....	8
<川崎市>.....	8
<那覇市>.....	9
<i>地域活性化を目指して</i>	10
文化・産業発展の新しい形.....	10
人材育成と求められるリーダー.....	10
アジアで価値を共有.....	11
まとめ（提言）.....	12
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会について.....	13

はじめに

知的財産モラル先進都市宣言

2008年4月、川崎市で開催された「アジア知的財産フォーラム in KAWASAKI」において、マイクロソフト株式会社の伊藤ゆみ子執行役法務・政策企画統括部長の立ち会いの下、川崎市の阿部孝夫市長、那覇市の翁長雄志市長によって、以下の通り、日本初の「知的財産モラル先進都市宣言」がなされた。

知的財産モラル先進都市宣言

1. グローバリゼーションの中で、知的財産は社会の発展に必要な創造的活動の源泉として非常に重要なものになってきています。これを踏まえ、我々は知的財産の創造・保護・活用を促進する環境作りに取り組んでいきます。
2. 知的財産が正しく理解・尊重される社会を形成するため、企業、市民、行政機関が高い意識のもと、各々の立場で努力していきます。

この宣言は、知的財産の創造・保護・活用と、知的財産を支えるモラルの醸成を国家に依存するのではなく、自治体を中心とする地域において、市民、企業と行政がともに推進しようとする構想である。日本で初めての取り組みであり、市民レベルで知的財産を尊重する文化を育むと同時に、この知的財産をベースに、地域の活性化や新しい産業の創出を目指すものである。文化や産業構造が異なる他の地域との関係においても、国家の枠や地理的条件に囚われることなく、地域同士が価値観を共有できるようコミュニケーションを密にし、知的財産や情報に対するモラルを高めようとする運動でもある。

本提言は、「アジア知的財産フォーラム in KAWASAKI」で行われた講演、パネルディスカッション、アジア各都市からの報告などを元に、「宣言」の背景にある社会情勢の変化や地域の課題を整理した上で、地域振興やグローバリゼーションに関するさまざまな指向や新しい価値観を盛り込み、これからの地域活性化のあり方を方向付けようとするものである。

社会の価値観の変化と知的財産権

日本社会の価値軸は今、大きく転換しつつある。少子高齢化、経済のグローバル化の進展、環境問題などを背景に、利便性や効率を重視する消費経済から、

充実感、使命感を尊び、物質的な豊かさより精神的な豊かさを求める価値観が台頭しつつある。産業の側面においても、CSR（企業の社会的責任）や地球環境への取り組みが企業の新しい評価軸になりつつある。国民の意識も企業の行動も、安心・安全がキーワードとなり、コミュニティのあり方を含めて住民が住まう地域、あるいは企業が立地する地域への関心が高まっている。

一方、最近 10 年あまりの変化として、インターネットの普及とそれに伴う ICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー）の発展を見過ごすわけにはいかない。この大変化によって人々は、パソコンや携帯電話などの情報機器を使って様々な情報に簡単にアクセスできるようになると同時に、情報をデータベースで管理することも情報の発信も容易になった。コンテンツと呼ばれる文章や写真、音楽、さらにはソフトウェアなどを、誰もが利用すると同時に創作発表する環境が整ったのである。

つまり、特に文化的側面において、インターネットを通じて公表されるコンテンツやソフトウェアに関して、1 億総ユーザーであると同時に、1 億総クリエイターという状況が創出されたと言える。そのために、創作物（著作物）という情報を保護する著作権がますます重要になってきている。

産業の側面においては、20 世紀の日本経済を牽引してきた、いわゆる「モノ作り」を土台とする製造業も、人が生み出すアイデアによる高付加価値化や環境に配慮した技術開発が重要になっている。今後、産業が発展する上で、技術に高い付加価値を付けるアイデアや、それを元にした特許あるいは商標など知的財産の創造、保護、活用の重要性がますます大きくなっているのである。さらに、企業や自治体において、個人情報を含む情報の管理も避けて通れない状況にある。情報管理に向けては、ソフトウェアのライセンス管理体制の確立が第一歩になるが、これも一つの知的財産の保護と見ることができる。

このように、著作権や特許、商標など知的財産が重視されている社会状況にあって、先に書いたように地域への関心を高めている住民や企業の意識を背景に、これら知的財産を活用することで、これまで以上に地域社会を発展させようとするのが、この「知的財産モラル先進都市宣言」の狙いとするところである。

地域社会と知的財産

知的財産モラルとは何か

知的財産権は、著作権や特許権などの総称であり、それぞれ法律が定められている。日本では 2002 年に知的財産基本法が制定されて知的財産権制度の統一が図られており、一般的に、著作権・著作隣接権（著作権法）、特許権（特許法）、実用新案権（実用新案法）、意匠権（意匠法）、商標権（商標法）、育成者権（種苗法）などを指す。

これらの法律は言うまでもなくルールである。我々の代表が民主的な手続を経て国会や議会で決議して決められたものであって、基本的には強制力があり、違反した場合は罰則が科せられる。一方、モラルは、健全で道徳的なふるまいや行動の指針であり、人々が気持ちよく生活するための心構え。それは決まり事ではなく罰則もない。ルール化される前段階にあって、市民によって醸成されるものである。あるいはルールで規制できない部分、規制してはいけない部分であって、人間の存在を認め合う柔らかな部分だ。そうした、人々の思想、信条の自由に十分配慮し、人の多様性を尊重するのが成熟した社会の有り様であって、全てをルールで規制すべきではないのである。ただし重要なことは、法律＝ルールを守ろうとする気持ち自体はモラルに依る、ということである。

さらに、知的財産モラルには、モラルと表記される士気、意気といった気持ちの強さのニュアンスも含めている。知的財産モラルで必要なのは、積極的に創作活動や情報発信を行おうとするモラルである。

つまり、知的財産モラルとは、法律であるルールと、ルールを尊重する気持ちを含む規範としてのモラル、さらに士気としてのモラルの意味を指したものだ。企業間での交渉に際しても地域間でのやりとりに際しても、ルールを共有するだけでは、特に国際的な関係においては相手を信頼するには至らない。そこに、ルールを守ろうとするモラルと、同時に志を共有するモラルが、相手との信頼関係のベースになるのである。

地域社会の現状と課題

知的財産は、文化の発展をその目的とする著作権制度と、特許、商標などの産業財産権制度に大別できる。これに応じて、知的財産モラルに立脚した地域振興においては、文化的側面と産業的側面の 2 つの立場からアプローチすることができる。

この観点から地域社会を見たとき、まず文化的側面においては、文化資源が蓄積されているにも関わらず顕在化していないという問題点を指摘できる。史跡や名勝などの文化遺産、祭、朝市などの地域共同活動、さらに方言や食文化は、相互扶助的な側面も含め地域で代々引き継がれてきた社会的相続財産であ

り、魅力あるコンテンツ資源でもある。ところが、観光名所は知られていても、方言や食文化、風俗などは地域の人々にとっては当たり前で、その魅力に気づいていないのが現実だ。素晴らしい自然あるいは風習と豊かな暮らしがあるのに、現地の人から「何もない、つまらない所」と紹介されることは多い。地域コンテンツというとブランド（商標）をイメージする人も多いが、ブランドが保護しているのは、そのブランドの背景にある価値、すなわち「グッド・ウィル」であることを間違えてはならない。また、日本社会の価値軸は転換期にあるとはいえ、特に都市部では地域の相互扶助性が失われて久しい。社会が経済効率に偏りすぎたからなのか、密接すぎた相互扶助性からの開放が進みすぎたからなのか、社会的な包摂性や弾力性がなくなったと言わざるを得ない地域もある。

一方、産業的側面の問題点の一つとして、地域内の企業や研究所の知的財産が地域内で活用されていないことをあげることができる。企業が持つ特許や著作権など知的財産は、その企業が属する業界内でクロスライセンスを結ぶことは多々ある。しかし、業界が違い、技術分野が異なると、同じ地域にあっても技術交流が行われることは稀である。大企業には休眠特許が多数ある一方、中小企業にはクロスライセンスを結べるような保有特許がなく知財戦略で遅れている場合が多いと思われる。これは元来、地方特有の問題ではないが、地域を一つの共同体として見て誰かが両者を結びつければ、双方にとって価値のある知財戦略が実行できるのだ。

■ オープン・イノベーションと日本の知財戦略

知的財産を活用したビジネスにおいては、知的創造サイクルを好循環させることが重要になる。これは、技術やコンテンツを開発・制作したなら、知的財産として保護した上で製品化、事業化を行い、ライセンス契約を含めた活用で資金を得て、これを元に新たな技術やコンテンツの創造を行うという一連のサイクルを指す。

しかし、社会や技術の複雑化によって、単独の企業あるいは企業グループ内だけで技術や製品を開発することが難しい時代になっている。このため現代では、研究開発から製品化までを一企業内で完結させる「クローズド・イノベーション」モデルから、外部の知識や技術を活用する「オープン・イノベーション」モデルへの転換が行われている。企業間のクロスライセンスもオープン・イノベーションの一例と言えるかも知れないが、さらに、複数の企業が持つ特許を特許管理会社にプールし、一括して許諾するビジネスのあり方も増えてきている。

こうした環境にあって日本政府の知財戦略としては、2002年に知的財産基本法を制定、知的財産戦略本部を設置し策定した知的財産推進計画の実行に取り組んでいる。

その一環として、国立大学の法人化後、各大学が知的財産権を管理できるようにし、産学協働事業を後押ししている。平成15年現在で、知的財産本部を

設置している旧国立大学は 43 に及ぶ。また、政府の総合科学技術会議では、大学など知的財産権者が他の大学から非営利の研究目的でのライセンスを求められた場合は、その求めに応じてライセンス供与することを基本方針として打ち出し、知的財産の活用を促進している。

また、全国 9 カ所の経済産業局ごとに地域知的財産戦略本部を設置し、地域の特性に応じた「推進計画」を策定している。中小企業に対しては、特許権の取得支援として、無料相談会の開催、審査請求料や特許料の軽減などの施策を行っている。地域ブランドに対する地域団体商標制度も、知的財産による地域活性化に向けた施策の一つである。

IT 技術による地域振興の方向性

産業的側面で語られるオープン・イノベーションは、地域文化の発掘・発信にも応用できる。先に、地域の文化資源が顕在化していない問題点を指摘したが、ICT 技術を利用することで、行政や企業と個々の住民が知恵を出し合い地域社会の「オープン・イノベーション」を実現するのである。

冒頭で現代日本社会について、充実感や使命感を尊び精神的な豊かさを求める価値観が台頭しているとの認識を示した。換言すれば、生きがいや社会貢献を重視する社会である。こうした社会において、インターネットをベースにした ICT 技術を利用すれば、時間と空間の制約がなく、より広範囲に人との出会いが起こりうる。それによって、ある情報や助けを必要としている人と、その情報を提供できる人、あるいは提供したい人がお互いアプローチしたり第三者がマッチングさせることが可能になる。これは新しい時代のボランティアとすることができる。そこでは、体と時間はあまり使わず無理のない範囲で活動することが可能だろう。こうした人々が協力し合えば、潜在化している社会的相続財産である地域文化を発掘、整理、文章執筆や写真撮影などのデジタルコンテンツ化、Web ページの制作など、情報化や、その発信作業を分業できる。一人や一つの組織だけで行うのではなく、一人ひとりがアイデアや得意な作業や自分の時間を提供し、「みんなで手分けして、ちょっとずつ」社会に貢献することができるのである。

ICT 技術を使ったインターネット上の利用、とりわけネットコミュニティの形成は、地域社会にこそ有用である。インターネット上のバーチャルコミュニティは一般に、匿名性に隠れたコミュニケーションの荒廃と、ときに犯罪の温床になりかねない問題を抱えている。しかし、地域社会では、一人ひとりの顔が見える環境が前提にある。また、これによって復元される社会的包摂性は、顔の見える関係性がなければ構築できないと考える。ここに ICT 技術を持ち込めば、そのコミュニティはより活性化するに違いない。インターネットは、同じ趣味や嗜好を持つ人たちの、空間を超えたコミュニケーションを現実のものにした。その延長に、改めて現実社会を補完するものとしてインターネット上のコミュニケーションを捉えるのである。

グローバリゼーションの中の地域

■ グローバリゼーションと地域の役割

地域が、産業的発展に向けて、中核産業を集積させ就業機会を増やすことで住民を集め、それによって生活関連産業を発展させてより高い産業サービスや住民サービスを提供するといった好循環を目指すとき、まず産業集積のために知的財産への関心は必須である。海外市場を含めた地域への進出を検討する企業にとって、企業が持つ知的財産が守られるかどうかは極めて重要なのだ。かつては人件費などの進出コストが重視されたが、現代においては知的財産への意識が不可欠な条件となっている。

ところが、知的財産に関する国家間の交渉は、WTO（世界貿易機関）の枠組みにおいても、FTA（自由貿易協定）においても停滞している。アジア各国の知的財産の現実も、米国の著作権者団体「ビジネス ソフトウェア アライアンス（BSA）」が発表した「第5回世界ソフトウェア違法コピー調査」によると、2007年の日本の違法コピー率23%（違法コピー率の低い順で、米国、ルクセンブルグ、ニュージーランドに次いで世界4位）に対して、アジアで他の上位国でさえシンガポール37%、台湾40%、韓国43%と続き中国は82%と、日本以外は、知的財産の保護意識は遅れていると言わざるを得ないのである。

この状況を打破するために、日本でのノウハウをアジア各国に移転させようと既に民間レベルの交流が行われているが、こうした国家の枠を超えた地域単位の取り組みは不可欠だ。

また、社会のグローバリゼーションに伴って、知的財産が保護する客体である情報に関しては、インターネットとICT技術によって、国境がなくなったと言っても過言ではない。情報あるいは知的財産にとって、国境で区切られた国家という単位が持つ意味は相対的に低下し、都市といった地域が持つ意味が相対的に向上したのである。

いずれにしても、地域が世界の中にあることを意識せざるを得ない時代にあつて、知的財産を重視する姿勢を持った顔の見える個性が、地域にも求められているのである。

■ サイエンスパークの役割

知的財産を重視し、産業を集積する地域として、サイエンスパークは一つの試みである。

日本では、かながわサイエンスパーク、京都リサーチパークなどがあるが、世界でも同様のサイエンスパークが展開されている。こうしたサイエンスパークの連携の形としてアジアでは既に1997年から共同会議を開催しており、アジアサイエンスパーク協会は、アジア地域の協同発展のため、アジア・コミュ

ニティの推進、「アジアユニオン」を目指して、地域対地域の交流や協力を図り、「テクノアジア」に向けた協力を行っている。

サイエンスパークは、生産共同体として成り立つ場合が多々あるが、現在は知識共同体として位置づけることができる。この結果、オープン・イノベーションの環境が実現されているとも言える。

なお、サイエンスパークまたはテクノパークは世界に 390 カ所にあり、内訳は、アジア・オセアニア 101、欧州 117、北米 106、南米 4、アフリカ 2 となっている。

■ 地域の取り組み

「アジア知的財産フォーラム in KAWASAKI」では、アジアの 3 都市と、川崎市、那覇市から、知的財産モラルへの取り組みに報告があった。ここでは、その概要を記す。

<中国・瀋陽市>

瀋陽は、中国東部、遼東半島がある遼寧省の省都で、人口は 740 万人、清朝の発祥地としても知られている。工業企業 5 万 7000 社を擁し「共和国の装備部」と呼ばれており、市レベル以上の独立研究機関 116 カ所、工程技術研究センターと重点実験室 108 カ所、国家レベルの工程技術研究センターと重点実験室 22 カ所を数える。

知的財産権に関しては、国家のモデル都市になっており、2007 年末までに全市で 56,082 件の特許が申請されている。瀋陽市知的財産権市長弁公会議制度によって、知的財産権に関する業務を統一的に調整する政策をとっており、特許実施専門資金によって重点企業の特許をサポートしている。また、特許申請優秀部門採用サポート経費によって、国内外の特許申請のサポートし、さらに、特許代理人資格証書の取得者には奨励的意味を有する補助を行っている。

<韓国・富川市>

富川（ブチョン）は、ソウルの西、仁川（インチョン）との間にある人口 86 万人、全国 11 番目の都市である。5 人以上が働く企業 3,594 社に約 6 万人が就労している。金型産業、ロボット産業、照明産業、部品素材の 4 大特化産業を育成する一方、1,500 社 2 万人規模の富川テクノパークを整備している。また、中小企業を支援する研究機関を誘致し、韓国生産技術研究院など 14 の機関が立地している。さらに、富川知的財産センターを 2005 年に開設し、先行技術調査や登録費の支援、弁理士無料相談をはじめとする知的財産権の創出支援を行っている。

文化面においては、2002 年に京畿道と共同で京畿デジタルコンテンツ振興院を設立し、企業誘致や人材育成に力を注いでいる。また、6 大文化プロジェクトとして、富川フィルハーモニーオーケストラ（1988 年創立）、富川国際フェ

ンタスティック映画祭（今年 12 回）、富川国際学生アニメーションフェスティバル（今年 10 回）、富川漫画情報センター、ポクサゴル芸術祭（市民参加総合芸術祭 1985 年から）、世界無形文化遺産エキスポの開催や運営を行っている。また、富川知的財産権センターで、知的財産権のモラル向上のための教育活動も行っている。

＜ベトナム・ダナン市＞

南北に長いベトナムの中部に位置し、北部のハノイ、南部のホーチミンからともに飛行機で 1 時間の距離にある人口 82 万人の全国 5 番目の都市である。5 つの工業団地があり、製造業や水産加工業から電子工業などが立地している。これまでに 121 件の海外投資プロジェクト、17 億 5000 万ドルの FDI 外国直接投資が行われ、2007 年の GDP は 13.3% で成長している。

人材が豊富で、14 の短期大学と大学から毎年 6,000 人の卒業者がおり、15 の 2 次的職業訓練校と 55 の職業訓練センターも立地、さらに、ソフトウェアパークも設置している。また、ダナン市の中央病院、行政機関の公務員 100 人に対し、修士 75～80 人、博士 20～25 人を養成する「百博士修士育成プログラム」を 2007 年から開始。医療、教育、観光、都市管理をはじめとする分野について、英国、シンガポール、韓国、日本などに派遣して育成する計画である。

＜川崎市＞

川崎市は、東京に隣接し人口 137 万人を擁する政令指定都市である。世界的大企業と 200 を超える研究機関が立地するとともに、優れた技術力を持つ中小企業も集積しており、さらに、全従業員数に占める研究開発従事者数の割合が大都市の中で最も高く、優秀な人材も豊富である。かながわサイエンスパーク、新川崎・創造のもり、テクノハブイノベーション川崎と、3 つのサイエンスパークを持つなど、産業ポテンシャルは極めて高い。また、川崎市は、大気汚染や水質汚染などの公害を克服してきた歴史があり、その過程で公害対策技術を生み出し、現在の環境を創り出したその知恵と実行は高く評価されている。

知的財産に関しては市独自の戦略に基づき推進プログラムを策定し、新技術・新製品開発支援、技術移転・交流促進など 7 つの施策と、知的財産交流会、知的財産スクール、アジア知的財産フォーラムの 3 つの重点事業を含む 29 の事業を行っている。これらの事業と大企業や大学、中小企業やベンチャーによるオープン・イノベーションによって、新産業が創出される川崎・多摩川イノベーションバレー（KTIV）の形成を目指している。

文化の面でも積極的で、オーケストラや合唱団の活動の中核にあるミューザ川崎シンフォニーホールのほか、川崎能楽堂、日本民家園、岡本太郎美術館の運営や、映画撮影スタジオにも協力している。

＜那覇市＞

沖縄県の県都である那覇市は、人口 31 万人の文化と芸術の都市である。日本が鎖国状態にあった江戸時代、琉球王国は大外交時代で諸外国の文化を取り入れる一方、明治期、日本に併合された後、王朝文化が庶民に広まった。那覇ハーリー、那覇大綱挽(おおづなひき)、エイサーといった伝統的なイベントや、歌舞伎に似た組踊(くみおどり)、三線(さんしん)、沖縄空手など伝統文化が知られている。さらに、沖縄出身者の歌う J ポップは人気を博す一方、人間国宝の人数 7 人は地方都市として突出している。

知的財産に関しては、校歌を携帯電話の着メロにする試みが行われており、これを、著作権について学習する機会として捉えている。エイサーは保育園から、また、組踊は全小学校で体験しており、伝統文化の継承と発信に力を入れている。那覇市は、豊かな文化コンテンツをまちづくりや産業文化で活用する一方、知的財産が認められ守られる社会を構築することで地域コミュニティを育成しようとしている。自分たちの文化を知り、知的財産として守り、誇りを持つことが、人の元気や地域の活性化に繋がるからだ。

地域活性化を目指して

文化・産業発展の新しい形

地域が、固有の文化を有していながら潜在しているコンテンツを発掘し発信することは、活性化の契機になる。殊に現代は、デジタル化することで、地域コンテンツを容易に発信できる環境にある。ICT技術を使って地域の伝統と文化を「みんなが手分けして、ちょっとずつ」顕在化し発信すれば、そこに住む人々の地域への愛着と誇りを生み、地域と人々との絆を深め、つまり地域に住む人々同士のコミュニケーションが高まるのである。さらに、ICT技術を利用したネットコミュニティは、顔が見える地域でこそ、現実社会のコミュニティを補完できる。ICT技術は、地域社会のコミュニケーションをよりアクティブにするのである。

一方、産業的側面において、地域の企業が持つ知的財産とそれを求める企業との橋渡しをしてオープン・イノベーションが促進されれば、大きな相乗効果を生む可能性がある。地域企業間でのオープン・イノベーションの活発化は、そこに立地する企業にとってメリットであるばかりか、それが企業の成長に繋がれば、税収や自治活動は当然のこと、従業員すなわち地域住民にとっても、地域社会そのものにとっても大きなメリットになる。

それを先導するのは行政かも知れない。あるいは企業かも知れないし商工会議所またはそれに類する第三者かも知れない。いずれにしても地域活性化を主導するリーダーの存在は不可欠だ。

人材育成と求められるリーダー

知的財産モラルは、知的財産を保護する法への理解と、高いモラルとモラルを持った多くの人たちによって支えられる。そうした社会のため、まず人材育成が必要だ。その方法として学校教育はもちろんだが、市民レベルで知的財産モラルを学ぶことも重要である。実際、地域活性化を目指してインターネットのコミュニティを活用するとき、知的財産に関する法とモラルへの理解は避けられないし、デジタル化された地域コンテンツはそれ自体が新しい知的財産であって、これを保護するための法を知ることにはもちろん法を守ろうとするモラル教育も必要になる。こうした教育・学習も、地域コンテンツの発掘、発信の過程において取り組むことで、より高い効果が生まれると考えられる。

地域活性化を主導するリーダーは、こうした中から生まれるだろう。ただし、まずは行政がリーダーシップを執って、地域の知的財産モラルを牽引する必要がある。

その第一歩として、行政のトップである首長がリーダーシップを発揮して“知的財産モラル都市宣言”を行った川崎市、那覇市の取り組みは意義深いものである。他の自治体へもこの活動が波及することを期待したい。

いずれにせよリーダーには、より深い法の知識と、高いモラルを持つことが求められる。さらに、ルールとモラルの違いへの理解は欠かせない。強制力を持ったルールと、モラルがカバーすべき価値観の違いを認め合う立場を混同しないこと、ルールで規制すべきことと、モラルでカバーすべきことを切り分けられる見識が求められるのである。

リーダーには、情報発信力も必要だ。先に述べた通り、ICTは地理的条件を凌駕し情報発信力を加速するツールである。お国自慢から始めても構わない。情報を発信し続けることで、それに呼応する人が現れる。そこから情報のキャッチボールが始まり、密なコミュニケーションに発展し、その延長で大きな流れへと繋がるのである。

■ アジアで価値を共有

企業にとって自社の知的財産が守られるかどうかは現代において死活問題であり、地域の産業振興が企業の発展とともにあるとすれば、地域にとって知的財産モラルへの取り組み姿勢は極めて重要となる。ICT技術の発展によって国境や距離の制約を超えた現在、国単位での知的財産への取り組みにぶら下がるだけでなく、地域は、国家の枠組みを離れたとしても、知的財産モラルを重視した取り組みが求められる。実際、「アジア知的財産フォーラム in KAWASAKI」で報告された中国・瀋陽市、韓国・富川市、ベトナム・ダナン市は、知的財産モラルにおける具体的な施策を既に実施するなど、アジアにおいて都市単位では先進的な取り組みが行われている。

この報告を受けて、日本においても地域単位で、知的財産モラルに関する取り組みを深化させなければならない。グローバル化の時代だからこそ、国家の枠組みとは別に、地域間で同じ価値観を共有して連携する必要があるのである。そのために、地域の特徴を企業だけでなく行政や住民が自ら知って、世界に向けて発信し、それとともに他の地域との違いを認め相手を尊重する姿勢が求められている。

■ まとめ（提言）

情報が価値を生む時代である。情報の価値こそが知的財産と言っても過言ではない。これからの新しい時代においては、知的財産と、それを守ろうとするモラルへの取り組み、そしてモラルが、地域の価値を決定する。また、知的財産の客体となる情報に関してはインターネットによって既に国境がなく、知的財産モラルに対する共通の土台が地域間にあってこそ国際的な信頼関係を結ぶことができ、その結果、実質的な価値としての情報が適正に流通する。

こうしたことから、以下のことを提言する。

- ✓ 地域の文化に根ざした活性化を目指す上でも産業発展を目指す上でも、これからの地域が執るべき施策として、知的財産モラルに立脚すること。
- ✓ 知的財産モラルや ICT に精通した人材を育て、見識と情報発信力を持ったリーダーのもと、地域の個性を世界に向けて発信すること。
- ✓ 国家の枠にとらわれず、アジアの地域同士が知的財産モラルに関する価値を共有するための施策を実行すること。

この提言を実行するためには、行政と住民、企業がコミュニケーションを密にし、ベクトルを合わせ努力することが不可欠である。その第一歩として、首長を中心とした行政主導で「知的財産モラル先進都市」を宣言することが求められるのである。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会について

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は、デジタル著作物の権利保護や著作権に関する啓発・普及活動を通じてコンピュータ社会における文化の発展に寄与することを目的に設立された、文部科学省・文化庁許可の公益法人である。ビジネスソフトやゲームソフトをはじめ、あらゆるデジタルコンテンツの著作権者である企業約 300 社が会員となり、著作権保護活動を行っている。

ACCS の活動は著作権保護が中心だが、インターネットを使った情報発信では、例えば他人が撮影した人物写真を無断で公表すれば著作権と肖像権、プライバシーを同時に侵害するおそれがある。このため、啓発活動においては、著作権を中心にプライバシーや個人情報、さらにセキュリティや情報リテラシーを含めた「情報モラル」として大きく捉えた活動を行っている。

「情報モラル」は主に学校教育のテーマとされているが、現在では企業におけるコンプライアンスの視点からも捉えることができ、さらにこれを地域社会に普及するよう、かねてから ACCS は主張し活動してきた。とりわけ「情報モラル」の効果として、地域文化のデジタルコンテンツ化が促進され情報発信が活発化することで、地域が文化的にも経済的にも豊かになると確信しているからである。いずれにしても、地域における情報発信およびその延長にある地域活性化と、「情報モラル」は表裏一体の関係にある。

本提言は、「情報モラル」および ACCS が主張してきた自治体主導の「情報モラル宣言都市」構想を発展させ、「アジア知的財産フォーラム in KAWASAKI」での議論を基調にしたものである。「情報」は「知的財産」より広い概念だが、「知的財産」としたことで、「文化産業は著作権産業である」という視点を基づく著作権ベースの地方型に加え、特許をベースにした都市型の地域活性化の双方について輪郭がはっきりした。本提言が、これからの時代における新しい地域活性化策として、さまざまな応用に供されることを期待している。

最後に、「知的財産モラル先進都市宣言」を日本で最初に行った川崎市と那覇市のチャレンジに心より敬意を表したい。なお ACCS は ICT 地域活性化応援隊とともに、これからも地域の文化・産業の発展に貢献していきたい。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事 久保田裕

提言

知的財産モラルに立脚した地域活性化策 ～文化・産業発展の新しい形を目指して～

2008 年 7 月 25 日 発行

制作・発行 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）
〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5F
電話：03-5976-5175 FAX：03-5976-5177 <http://www2.accsjp.or.jp/>

© 2008 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会